

○松山衛生事務組合議会公印規程

制 定 昭和 46 年 4 月 1 日議会規程第 1 号

第 1 条 松山衛生事務組合議会（以下「組合議会」という。）の公印は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 公印は、次のとおりとする。

（1）組合議会議長印

第 3 条 公印のひな形，書体，寸法及び用途は別表第 1 及び第 2 による。

付 則

この規程は，公布の日から施行する。

別表第 1

印鑑 番号	名 称	書 体	形 状	寸法 (mm)	使 用 区 分
1	組合議会議長印	てん書	正方形	18	組合議会議長名をもつ てする文書

別表第 2

公印ひな形

1

長 議 事 松
之 会 務 山
印 議 組 衛
合 生